

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の一部改正【都市戦略局計画部開発指導課】 2

◇ 公 告

- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】 3
- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】 4

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部計画課】 5
- 北九州市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部計画課】 6
- 北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】 7

北九州市告示第 8 7 号

北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱（昭和 4 7 年北九州市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第 4 条第 3 号中「宅地造成等規制法第 1 6 条第 2 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 2 条第 2 項若しくは第 4 1 条第 2 項」に、「第 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 2 条第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

第 6 条第 5 号、第 9 条第 5 号及び第 1 5 条第 5 号中「宅地造成等規制法第 9 条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 3 条又は第 3 1 条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定による勧告又は同法第 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令を受けた者に係る宅地防災工事のための資金の融資については、改正前の第 4 条第 3 号の規定は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

北九州市公告第 191 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 27 日

北九州市長 武 内 和 久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 7 年 3 月 27 日 第 7 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員（m）	道路の延長（m）
北九州市小倉南区北方一丁目 925 番 5、925 番 8、926 番 1、928 番 1、928 番 7、932 番 1 及び 932 番 3	4.00	50.00

北九州市公告第 1 9 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 7 年 3 月 2 7 日 第 7 5 5 4 0 4 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長（m）	幅員（m）
北九州市小倉南区中曽根四丁目 1 3 2 3 番 1	3 0 . 7 8	5 . 0 0 ～ 5 . 0 2

北九州市上下水道局管理規程第 1 号

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年北九州市水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式中「指定年月日 年 月 日」を「指定年月日
有 効 期 限

年 月 日 に改める。
年 月 日」

付 則
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規程の施行の際現に交付されている改正前の様式による北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証は、改正後の様式による北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証とみなす。

北九州市上下水道局管理規程第 2 号

北九州市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和 7 年 3 月 2 7 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

北九州市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市工業用水道条例施行規程（昭和 5 8 年北九州市水道局管理規程第 1
3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 1 条第 4 項第 3 号」を「第 2 1 条第 6 項第 3 号」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第 3 号

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局会計規程（昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条の 2 第 2 項中「解体等積立金」の次に「及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 2 8 年経済産業省令第 2 2 号）第 1 条第 2 項第 3 号に規定する発電側託送供給料金」を加える。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。